

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名
 (株)南土木設計 那覇市字真地265-2
 76000060 代表者 又吉 訓
 (測量、土木関係コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタント、調査)
- 2 指名停止期間
 平成29年9月12日 ～ 平成29年10月11日 (1か月)
- 3 指名停止措置の範囲
 沖縄県が発注する全ての測量及び建設コンサルタント等業務(下請けを含む)
- 4 事実概要
 (株)南土木設計は、南部土木事務所発注の「H28道路事業工事設計書作成業務委託(その2)」において、過失により積算業務を誤り、予定価格が過大積算となった。その結果、南部土木事務所が発注した「東風平豊見城線電線共同溝整備工事(H29-1工区)」において、適正でない相手方と契約する事態となり、契約解除に至った。
- 5 指名停止措置理由
 本件については、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第1第2号に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」
 別表第1 (抜粋)

措 置 要 件	期 間
(過失による粗雑工事) 2 県発注工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(かしが軽微であると認められるときを除く。)	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内